

いわちゃん ポスト

岩井やすのりの県政かわら版

千葉県議会議員



岩井やすのり

略歴 1970年(昭和45年)生まれ52歳
専修大卒、早稲田大学院 政治学研究科修了

事務所連絡先 Fax: **0476-36-7802**

HP: <http://www.iwai-y.jp> メール: mail@iwai-y.jp

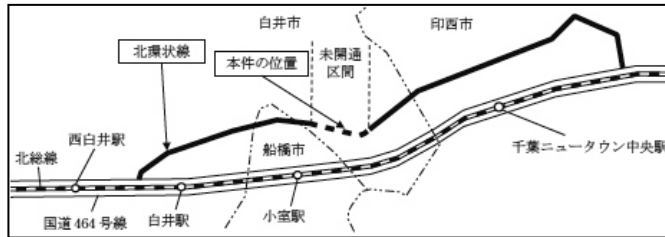
印旛郡栄町安食台 2-26-23 (栄町役場前大山ビル 2F)



Follow me, please.
ツイッター始めました!

泥沼化するNT北環状線事業～A社との経緯を紐解く

印西市草深と白井市根を結ぶ、県道千葉ニュータウン(NT)北環状線。白井市内の道路予定地を不法占有してきたA社との交渉が進まず、全線開通のめどは立たないまま。URへの会計検査報告書等をもとに、泥沼化する交渉の経緯について掘り下げます。



千葉NT北環状線の未着工区間(白井市清戸)

●道路予定地に産廃物と不法占有者で着工できず

問題となっているのは、白井市清戸の約450メートルの未着工区間。昭和45年に県企業庁が道路用地として取得したものの、昭和50年代後半から同地に不法投棄が行われ、廃棄物の山ができてしまいます。さらに平成に入ってから、廃棄物上にA社が事務所兼資材置き場を設置して不法占有。「産廃物を撤去しなければならない」「不法占有している工作物といえども強制排除は難しい」ということとなり、問題が複雑化したのです。

URは、平成24年以降に道路地物件移転補償契約など3件を結び、A社に計2億8,900万円を補償します。一度は道路着工に至ったものの、A社からさらなる補償を求められ、現在は6年以上にわたって工事がストップ。以下はその経緯についてまとめたものです。なお、同地に堆積した廃棄物は実に4万6千立方メートル。37億円にも上るその処理費用は、県が負担することになります。

●道路予定地上にある不法占有物に移転補償

まずは平成3年ごろ、県企業庁は、白井市内の道路予定地がA社の建物等によって占有されていることを知ります。URが、A社が所有する物件の移転について同社と協議を開始したのが23年。そもそもA社による不法占有であることから、県企業庁は同社への法的対応についても検討したものの、裁判での解決に時間を要して工事の完了に遅れが出るとして断念。またURも、不法に占有している物件であっても、所有権等の財産権の成立が認められてしまうとの判断から、「A社に補償して移転をお願いする」といった弱腰な対応となってしまったのです。

結果、24年5月、道路予定地上にある物件に対する移転補償契約を結び、A社に1,688万円余りを支払うこととなります。

●残地上にある工作物の移転補償に2億2千万円

ここで言う「残地」とは、A社が使用していた土地のうち、道路予定地以外の土地を指します。(→裏面へ)

